

(令和5年9月改訂版)

重要・保存

返還のてびき

(高校奨学金・支度金)

奨学生番号								
氏名								
学校名								

※奨学生本人及び連帯保証人の方が必ずご一読ください。

返還の記録

奨学金を返還するための基本的な事項です。忘れないよう必ず記入してください。

返還は原則として卒業した年の12月から始まります。

提出された「預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書」により返還方法、返還口座を確認し記入してください。

奨学生番号								
奨学生氏名								
連帯保証人氏名								
借用金額	支度金 _____ 円 奨学金 _____ 円							
返還方法 (該当する返還方法を○で囲む)	月賦 (振替日 毎月 25 日) 半年賦 (振替日 6 月 30 日、12 月 15 日) ※口座振替日が銀行休業日の場合は翌営業日							
返還年数	年							
返還口座 (預金口座振替依頼書により登録した口座を記入してください。)	銀 行	銀行名						
		支店名						
		口座番号						
		口座名義						
	ゆうちょ銀行（郵便局）	通帳記号						
		通帳番号						
		口座名義						

- ※ 「預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書」の提出がない場合、その他やむを得ない場合は、振込による返還となります。
- ※ 返還方法、返還口座は提出した「預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書」により確認してください。
- ※ **返還口座は奨学生本人または連帯保証人いずれかの名義の口座に限ります。**
- ※ 返還年数は2ページの奨学金の返還方法及び16ページの返還額早見表で確認してください。

目 次

1	返還が始まる皆さんへ	・・・	1
2	奨学金の返還方法	・・・	2～5
	（1）返還開始	・・・	2
	（2）返還期間	・・・	2
	（3）返還方法	・・・	3
	（4）返還方法の変更	・・・	5
	（5）繰上返還について	・・・	5
	（6）返還完了について	・・・	5
3	返還の猶予 ^{ゆうよ}	・・・	6～7
4	返還の免除 ^{めんじょ}	・・・	8
5	返還金の滞納 ^{たいのう} と督促 ^{とくそく}	・・・	9
6	返還に関する届出等	・・・	10
◇	様式集	・・・	11～15
◇	入学支度金及び奨学金返還額 ^{はやみひょう} 早見表	・・・	16
◇	貸与規定	・・・	17～18

1 返還が始まる皆さんへ

公益財団法人福岡県教育文化奨学財団の奨学金及び支度金（以下、奨学金）は、あなた（奨学生本人）に高等学校等の在学中貸与したものであり、貸与終了後は返還の義務が生じ、奨学生本人が責任をもって必ず返還しなければなりません。

この返還金は、直ちに後輩の奨学金として貸与する仕組みとなっています。

あなたが借りた奨学金です。

あなたの返還が後輩の未来を支えます。

多くの後輩に奨学金が貸与されるよう、一人ひとりが責任をもって、約束どおり返還期限までに返還してください。

奨学生本人から返還されない場合には、連帯保証人が返還しなければなりません。（連帯保証人は、奨学生本人と同等の返還義務があります。）

○ 返還が困難になったら、当財団に相談すること。

やむを得ない理由で返還が困難になった場合は、一定期間返還を停止する猶予などの制度が使える場合がありますので、当財団に相談してください。（猶予制度の詳細については6ページをご覧ください。）

○ 住所、氏名、電話番号が変わったら当財団に連絡すること。

振替日や残額等を記載した通知を定期的を送付しています。各種変更の連絡がないと重要な通知が届かなくなり、返還の遅れにつながり、本人や連帯保証人にとって不利になることがあります。13ページの様式をコピーして記入し郵送されるか、当財団に電話で連絡してください。

○ 約束どおり返還すること。

奨学金は貸与です。約束どおり返還してください。滞納した場合、本人・連帯保証人に対して、文書通知、架電督促、訪問督促、裁判等を順次行うこととしています。また、債権回収会社への回収委託、給与や預貯金の差し押さえ（強制執行）がなされる場合があります。

2 奨学金の返還方法

(1) 返還開始

返還開始は、原則として卒業した年の12月からです。初回返還時の約1ヶ月前に返還開始通知を発送し、今後の返還計画等についてお知らせします。

なお、大学等に進学された場合は、その在学期間中は返還を猶予することができます。(猶予制度の詳細については6ページ及び大学進学による返還猶予のイメージ図7ページをご覧ください。)

※ 高等学校等を退学、あるいは奨学金貸与を途中で辞退された方の返還開始時期は異なる場合がありますので、返還開始通知の返還計画表で確認してください。

(2) 返還期間

支度金及び奨学金の返還期間は、以下のとおりとなります。

《返還期間一覧表》(貸与期間3年の場合)

種別	学校	標準返還期間	備考
支度金	公立高校	9年	(固定値)
	私立高校	12年	(固定値)
奨学金	公立高校	9年	貸与期間3年の場合、その3倍
	私立高校	12年	貸与期間3年の場合、その4倍

《返還の具体例》

種別		公立高校(3年間) 自宅通学の場合	私立高校(3年間) 自宅通学の場合
支度金	貸与額	50,000円	100,000円
	返還期間	9年間(100回)	12年間(143回)
	1ヶ月あたりの返還額	500円	700円 (初回:600円)
奨学金	貸与月額	18,000円	25,000円
	貸与総額	648,000円	900,000円
	返還期間	9年間(108回)	12年間(143回)
	1ヶ月あたりの返還額	6,000円	6,300円 (初回:5,400円)
支度金・奨学金の 毎月の返還額(合計)		6,500円	7,000円 (初回:6,000円)

(3) 返還方法

返還方法は、口座振替（原則）、銀行振込、コンビニ払いのいずれかです。

なお、いずれの場合も支度金と奨学金は、合算して請求されます。いずれの返還方法も月賦払い（原則）と半年賦払いがあります。

① 口座振替（原則）（令和5年度現在 振替手数料無料）

「福岡銀行」、「西日本シティ銀行」又は「ゆうちょ銀行」の預金口座（本人もしくは連帯保証人名義の口座）から自動的に引き落とす方法での返還となります。

《月賦払い》

毎月25日が振替日（土日祝日の場合は翌営業日）です。月賦払いの場合は再振替がありませんので、確実に口座振替が行われるよう、残高の確認をお願いします。また、6月と12月に返還状況のお知らせ（ハガキ）を送付しますので、現在の状況をハガキで確認してください。

《半年賦払い》

6月30日（再振替日は7月31日）と12月15日（再振替日は1月20日）が振替日（土日祝日の場合は翌営業日）です。確実に口座振替が行われるよう、残高の確認をお願いします。また、6月と11月に返還状況お知らせ（ハガキ）を送付しますので、現在の状況をハガキで確認してください。

月賦払い、半年賦払いとも上記日程で口座振替ができなかった場合は、督促状に同封の振込用紙もしくはATM等により早急に振込してください。

また、次回から残高不足にならないようにしてください。

口座振替により引き落とした金額は、いかなる理由があっても返金には応じられません。また、滞納金の口座振替はできません。

返還方法は原則口座振替ですが、②銀行振込、③コンビニ払いの方法もあります。

② 銀行振込

口座振替による返還が困難な場合、返還通知同封の振込用紙での振込、もしくはATM等からの振込による返還となります。

《月賦払い》

毎月10日前後に返還通知を送付します。当月分の返還金額が記載された振込用紙を同封していますので、毎月月末までに振込をお願いします。

《半年賦払い》

6月分は6月1日前後に、12月分は11月15日前後に返還通知を送付します。返還金額が記載された振込用紙を同封していますので、6月分は6月30日までに、12月分は12月31日までに振込をお願いします。

上記返還期日までに銀行振込ができなかった場合でも、振込用紙に使用期限はありませんので、早急に振込をお願いします。また、ATM等からの振込も可能です。

※ 返還通知に同封する振込用紙は、福岡銀行の振込用紙が同封されています。
西日本シティ銀行、ゆうちょ銀行の振込用紙をご希望の場合は、当財団へ連絡をお願いします。

※ 福岡銀行、西日本シティ銀行の振込手数料は、財団指定の各銀行専用振込用紙をそれぞれの銀行窓口で使用した場合は無料です。
ゆうちょ銀行の振込手数料は、個人負担となります。

【銀行ＡＴＭやインターネットからの振込について】

銀行振込の方法について、振込用紙を使用しての振込以外に、銀行ＡＴＭやインターネットからの振込も可能です。下表のとおり福岡銀行・西日本シティ銀行・ゆうちょ銀行の返還金収納口座（財団受取口座）を用意していますので、銀行ＡＴＭ等から振り込む場合は、入力誤りの無いようお願いいたします。併せて、振込人名義を入力する際、**必ず奨学生番号（８桁の数字）を入力し、その後に奨学生氏名を入力**してください。**奨学生番号の入力がない場合、正しく振込処理がなされない場合があります。**なお、銀行ＡＴＭやインターネットからの振込手数料は返還者の個人負担となります。

《返還金収納口座（財団受取口座）》

	払込先	預金種目	口座番号	口座名義
銀行口座	福岡銀行 県庁内支店	普通預金	０９４０７８６	公益財団法人 福岡県教育文化奨学財団
	西日本シティ銀行 千代町支店	普通預金	３１４５９０３	公益財団法人 福岡県教育文化奨学財団
	ゆうちょ銀行 いちなぎゆう 一七九店	当座預金	００８８６５４	公益財団法人 福岡県教育文化奨学財団

③ コンビニ払い（滞納がある場合はコンビニ払い不可）

口座振替による返還が困難な場合、コンビニ払いによる返還方法もあります。ただし、コンビニ払いの手数料（１６１円、５万円を超える返還金の場合は３６１円）は、返還者の個人負担となります。

《月賦払い》

毎月１０日前後に返還通知を送付します。当月分の返還金額が記載されたコンビニ払込票を同封していますので、**毎月月末までにコンビニでの支払い**をお願いします。

《半年賦払い》

6月分は6月1日前後に、12月分は11月15日前後に返還通知を送付します。返還金額が記載されたコンビニ払込票を同封していますので、6月分は6月30日までに、12月分は12月31日までにコンビニでの支払いをお願いします。

上記返還期日までにコンビニで支払いができなかった場合は滞納となります。**返還期日を過ぎたコンビニ払込票は使用できませんので**、督促状に同封の振込用紙もしくはATM等により早急に振込してください。

(4) 返還方法の変更

半年賦払いから月賦払い、引き落とし口座の変更等、随時受付していますので、変更を希望される場合は当財団に連絡してください。

必要な書類をお送りいたします。

(5) 繰上返還について

奨学金の返還については、全額又は一部を繰上返還することができます。

当財団の奨学金は、無利息で貸与しているため、繰上返還による優遇措置等はありません。

① 口座振替による繰上返還

口座振替による繰上返還を希望する場合は、繰上返還を希望する振替日の1か月前までに、当財団に電話で連絡してください。

口座振替による繰上返還は、次の場合に限ります。

ア 一括返還 … 返還残額について、一括の返還です。

イ 返還額の増額 … 1回あたりの返還額を増額して、返還期間を短縮します。

ウ 期間の短縮 … 申請に基づき返還期間を短縮します。1回あたりの金額は自動的に算出されます。

② 銀行振込による繰上返還

銀行振込による繰上返還は、随時、任意の金額で返還することができます。

ATM等から振込される場合は4ページの【銀行ATMやインターネットからの振込について】を確認のうえ振込してください。なお、振込用紙を希望する場合は、当財団に連絡してください。

なお、1回分繰上返還した場合は、次の返還期には、その次の返還期限分を返還通知によりお知らせします。このため、その通知に基づく返還がない場合においても、次の返還期限までは滞納となりません。

(6) 返還完了について

返還が完了したときは、最終返還日の翌月に返還完了通知と貸与前に記入した「誓約書・借用証書」をお返しします。

3 返還の^{ゆうよ}猶予 (関係様式：14ページ)

奨学生であった者が、次のいずれかの事由に該当し、返還が困難となった場合には、奨学金の返還を猶予（先延ばし）することができます。

猶予を希望する場合は、返還猶予願（様式第13号：14ページ参照）に必要事項を記入し、所定の証明書を添付して速やかに当財団に提出してください。

なお、猶予が決定されるまでは、口座振替や督促が行われます。

令和6年4月に大学等への進学者は令和6年7月末までに申請してください。

7ページの進学による返還猶予のイメージ図を参照してください。

猶予の決定及びその期間は、文書によってお知らせします。

《猶予の事由と必要書類》

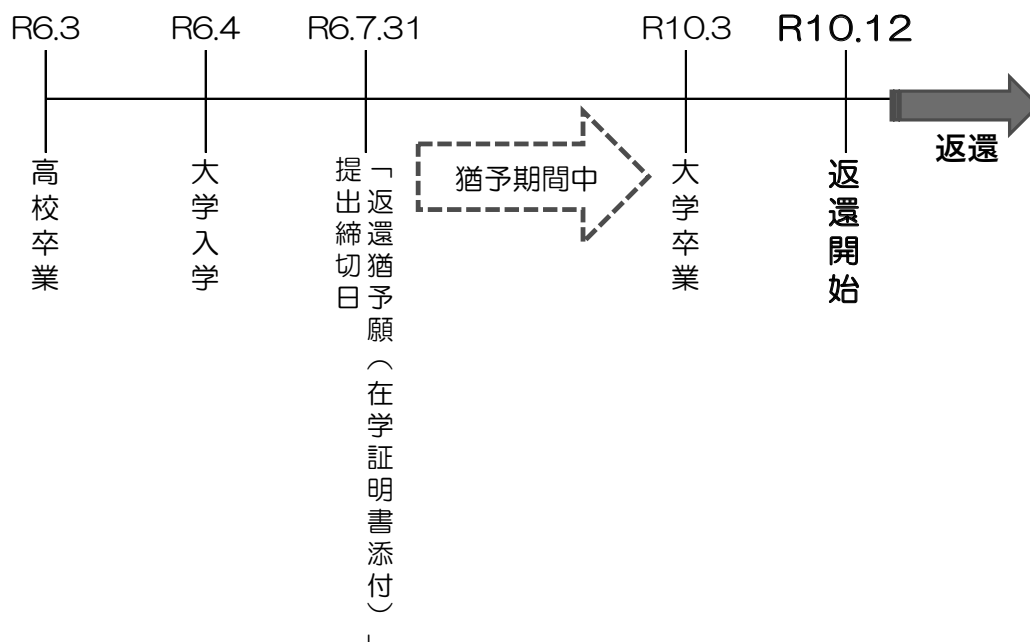
	事由	必要書類 ＜証明書（奨学生本人のもの）＞	猶予期間
1	在学	在学証明書（原本）	在学期間
2	病気・けが	診断書等（病名・就労困難の記載があるもの）	1年間
3	経済困難	所得証明書（原本）又は 源泉徴収票（写し）又は 雇用関係終了が確認できるものの写し（退職証明書等）	1年間 <u>（1回限り）※</u>
4	妊娠	本人氏名と出産予定日が確認できる書類の写し（母子手帳等）	出産予定日まで
5	出産	本人氏名と出産日が確認できる書類の写し（母子手帳等）	出産後1年間
6	災害	市町村役場等発行の罹災証明書	1年間
7	その他	申請事由を証明する書類	1年間

※ 公的証明書類等はマイナンバー（個人番号）の記載のないものを提出してください。

※ 「3 経済困難」での猶予の使用回数は1回限りとしておりますが、新型コロナウイルス感染症の影響により経済困難となった場合は、令和2年4月以降当面の間、使用回数のカウントに含めておりません。猶予を希望する際、ご不明な点等ありましたら財団にお問合せください。

《参考》4 年制大学進学による返還猶予のイメージ

※返還猶予申請をされない方は令和6年12月から返還開始となります。



※ 返還猶予について、支出が多い（他に借金がある等）等の理由による猶予は認めていません。

※ 「1 在学」での猶予について、次の事由が発生し猶予を希望する場合、手続をする必要があります。

- (1) 高校在学中に奨学金を辞退した場合
- (2) 借用期間終了後も留年等により卒業期が延びた場合

※ 「7 その他」での猶予について、普通科と専攻科等により奨学生番号が2つある方については、一方の返還が終わるまで一方を猶予することができます。その場合においても、1年毎に猶予申請書を当財団へ提出する（添付書類：本人の所得証明書）手続きが必要となります。

4 返還の^{めんじょ}免除

次のような場合、申請により奨学金の返還を免除することがあります。

免除を希望する場合は、返還免除願に必要事項を記入し、所定の証明書を添付して当財団に提出してください。

(1) 死亡による免除

本人が死亡し返還ができなくなったときに返還免除を申請する場合は、次の書類が必要となります。

- ① 返還免除願（連帯保証人署名）
- ② （死亡した奨学生本人の）戸籍抄本、個人事項証明書等の公的証明書
※ 公的証明書類等はマイナンバー（個人番号）の記載のないものを提出してください。

(2) 著しい障がいによる免除

本人が、著しい障がいを受け労働能力を喪失した場合等、奨学金を返還することができなくなったときに返還免除を申請する場合は、次の書類が必要となります。

- ① 返還免除願（本人又は連帯保証人署名）
- ② 医師の診断書（財団所定の用紙）
- ③ 身体障害者手帳等の写し

※（１）、（２）いずれかに該当し、申請を行う場合は、事前に当財団までご連絡ください。返還免除願を送付します。

5 返還金の滞納と督促

(1) 返還金の滞納

返還期限までに返還されない時は、滞納となります。

正当な理由なく滞納となった場合は、返還すべき日の翌日から返還の日まで、日歩2銭（年利換算7.3%）の延滞利息を徴収します。

滞納状態を早急に解消するために、督促状同封の振込用紙を使用して振込をするか、銀行ATM等から下記記載の財団口座に振込をお願いします。

《返還金収納口座》（財団受取口座）

	払込先	預金種目	口座番号	口座名義
銀行口座	福岡銀行 県庁内支店	普通預金	0940786	公益財団法人 福岡県教育文化奨学財団
	西日本シティ銀行 千代町支店	普通預金	3145903	公益財団法人 福岡県教育文化奨学財団
	ゆうちょ銀行 いちいちなぎゅう 一七九店	当座預金	0088654	公益財団法人 福岡県教育文化奨学財団

※ 銀行ATMやインターネットから振り込む場合は、振込人名義を入力する際、必ず奨学生番号を入力し、その後に奨学生氏名を入力してください。奨学生番号の入力がない場合、正しく返還処理がなされない場合があります。

なお、銀行ATM等からの振込手数料は返還者の個人負担となります。

(2) 返還金の督促

返還期限までに返還されない場合は、本人や連帯保証人に対して、督促状の送付、当財団職員及び委託した債権回収会社による電話などにより督促をします。

また、当財団職員が、本人や連帯保証人の自宅や勤務場所を直接訪問して督促をします。

(3) 訴訟手続（裁判）や債権回収会社への回収委託

督促を行っても返還されない滞納者に対しては、順次、訴訟手続（裁判）や債権回収会社への回収委託を実施します。

・ 訴訟手続（裁判）

裁判所に対し支払督促の申立（訴訟等）を行い、裁判所に出廷していただきます。それでもなお返還されない場合は裁判所に強制執行の申立を行い、給与や預貯金の差し押さえを行います。

・ 債権回収会社（サービサー）

法務大臣の許可を得た民間の債権管理回収専門業者です。

『滞納にならないために・・・』

返還方法は、返しやすいように分割で口座振替により行っています。
ただし、滞納分については銀行振込による返還となり、一度返還が遅れると滞納額が増えていく可能性があります。

そうならないために、計画どおりに返還をしていきましょう。

奨学金は貸与です。返還は当然のルールです。

病気、災害等により、約束どおりの返還がどうしても困難な時は、返還を猶予できる場合（6ページ参照）があります。絶対に滞納をそのままにせず、返還のてびきを確認の上、必要な手立てを講ずるか、または、福岡県教育文化奨学財団に連絡し相談してください。

6 返還に関する届出等

（１）返還方法の変更 5 ページ参照

（２）連帯保証人の変更（関係様式：12 ページ）

連帯保証人の死亡等により変更の必要が生じた場合は届け出てください。

連帯保証人を変更する場合は、必ず奨学生本人と、新たに連帯保証人となる人が自署・押印し、印鑑登録証明書を添付して提出してください。

（３）住所・氏名・勤務先（本人・連帯保証人）の変更（関係様式：13 ページ）

転居等により本人や連帯保証人の情報に変更がある場合は、郵送で届け出てください。

この変更については電話でも受け付けていますので、返還開始前・猶予期間中等であっても、変更があった場合は必ず届け出てください。

（４）返還の猶予 6 ページ参照（関係様式：14 ページ）

住所等に変更があった場合には必ず届け出てください。届出がない場合、当財団からの重要な通知が届かなくなり、本人や連帯保証人にとって不利になることがあります。

様式集

様式は切取らず、コピー又は同様の書式で作成の上提出してください。
様式については、財団のホームページからもダウンロードできます。

連帯保証人変更届兼誓約書	・・・ 様式第 8 号
住所・氏名・勤務先変更届	・・・ 様式第 9 号
返還 ^{ゆうよ} 猶予願	・・・ 様式第 13 号

奨学財団ホームページアドレス

<http://ecs-pref-fukuoka.or.jp/>

様式第8号

連帯保証人変更届兼誓約書

令和 年 月 日

公益財団法人 福岡県教育文化奨学財団理事長 殿

奨学生番号 第 _____ 号
出身学校名 _____ 学校
奨学生氏名 _____ ※ 奨学生本人が自署
住 所 (〒 _____)

電 話 番 号 _____ 携帯番号 _____

次のとおり連帯保証人を変更していただきたく、印鑑登録証明書（新連帯保証人）を添えてお届けいたします。

（変更内容）

旧連帯保証人氏名	
新連帯保証人氏名	

（変更事由）

.....
.....

今後、新連帯保証人は、貴財団の貸与規程に従い、上記奨学生の貴財団に対する借受債務について、連帯して負担することを誓約します。

新連帯保証人 氏名 _____



※ 新連帯保証人本人が
自署・押印

生年月日 昭和・平成 年 月 日生

奨学生との関係（続柄） _____

住所（〒 _____ ）

電話番号 _____ 携帯番号 _____

勤 務 先 名 _____

勤務先電話番号 _____

添 付 書 類 印鑑登録証明書（新連帯保証人）

（注）連帯保証人を変更する場合、必ず新連帯保証人の承諾を受け、その本人が自署・押印してください。押印は実印を使用し、印鑑登録証明書を添付してください。

令和 年 月 日

奨学生氏名

1 奨学生本人
 2 連帯保証人（保護者）
 3 その他の連帯保証人
 （氏名 ）

については、下記のとおり変更しましたからお届けいたします。

新勤務先住所（〒 — ）

返 還 猶 予 願

令和 年 月 日

公益財団法人 福岡県教育文化奨学財団理事長 殿

申請者 奨学生番号 _____

氏 名 _____ (本人又は連帯保証人)

住 所 (〒 —)

電話・携帯 _____

奨学生氏名： _____ (出身学校名： _____)

下記のとおり奨学金の返還を猶予していただきたく、関係書類を添えて提出いたします。

1 種別 (猶予を希望する種別を○印でかこむ)

支度金 ・ 奨学金

2 返還猶予を希望する期間

平成・令和 _____ 年 _____ 月から 令和 _____ 年 _____ 月まで (_____ 年間)

※進学の場合は入学した年月から卒業 (予定) の年月を記入してください。

3 事由 (該当の数字を○印でかこむ)

事由	添付書類 ← すべて奨学生本人のもの
I 在学	在学証明書 (原本)
II 傷病	診断書 (病名・就労困難の記載があるもの)
III 経済困難	所得証明書 (原本) 又は 源泉徴収票 (写し) 又は 雇用関係終了が確認できるものの写し (退職証明書等)
IV 妊娠	本人の氏名と出産予定日が確認できる書類の写し (母子手帳等) ※出産予定日まで猶予
V 出産	本人の氏名と出産日が確認できる書類の写し (母子手帳等) ※子供が 1 歳になるまで猶予
VI 災害	市町村役場等発行の罹災証明書
VII その他	 (事由：その事由を証明する書類を添付)

※その他の事由により申請する場合は、事前に財団にお問い合わせください。

※「III 経済困難」について、平成 24 年度から平成 26 年度に採用決定した奨学生については、一定の条件を満たせば更新できる場合がありますので、事前に財団にお問い合わせください。

※公的証明書類等はマイナンバー (個人番号) の記載のないものを提出してください。

猶予記入例
返 還 猶 予 願

令和 5 年 9 月 〇〇 日

公益財団法人 福岡県教育文化奨学財団理事長 殿

申請者 奨学生番号 503〇〇〇〇〇

申請できるのは奨学生ご本人か
連帯保証人のいずれかです。

奨学 太郎 (本人又は連帯保証人)

住 所 (〒〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇)
福岡市博多区東公園〇—〇 東公園ハイツ〇〇〇

どちらかに〇をつけて下さい。

電話・携帯番号 〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇
申請者の奨学生番号・氏名・住所・電話番号・出身学校名を記入して下さい。なお、住所欄は現住所を記入して下さい。(例 県外の大学等に在学されている方は実家の住所ではなく、**県外の現住所**を記入してください)

奨学生氏名： 奨学

下記のとおり奨学金の返還を猶予していただきたく、関係書類を添えて提出いたします。

- 1 種別 (猶予を希望する種別を〇印でかき記入)

支度金 奨学金
- 2 返還猶予を希望する期間

平成・令和 年 月 から 令和 年 月 まで (年間)

※進学の場合は入学した年月から卒業 (予定) の年月を記入してください。
- ハッキリと期間が分からない場合は、こちらで記入できますので、空欄のまま提出して下さい。

● 在学での猶予の場合は、その学校に入学した年月から卒業予定の年月を記入して下さい。

3 事由 (該当の数字を〇印でかこむ)

事由	添付書類	備考
I 在学	在学証明書 (原本)	
II 傷病	診断書 (病名・就労困難の記載があるもの)	
III 経済困難	所得証明書 (原本) 又は 源泉徴収票 (写し) 又は 雇用関係終了が確認できるものの写し (退職証明書等)	◆ 猶予期間・返還開始時期は、後日送付する 猶予決定通知 で必ず確認して下さい。
IV 妊娠	本人の氏名と出産予定日が確認できる書類の写し (母子手帳等) ※出産予定日まで猶予	
V 出産	本人の氏名と出産日が確認できる書類の写し (母子手帳等) ※子供が1歳になるまで猶予	
VI 災害	市町村役場が発行する被災証明書	
VII その他	(事由:)	奨学生番号が2つあるという理由で猶予を申請する場合は 点線部分に 『奨学生番号が2つあるため』 と記入して下さい。

※その他の事由により申請する場合は、事前に財団にお問い合わせください。

※「III 経済困難」について、平成24年度から平成26年度に採用決定した奨学生については、一定の条件を満たせば更新できる場合がありますので、事前に財団にお問い合わせください。

※公的証明書類等はマイナンバー (個人番号) の記載のないものを提出してください。

はやみひょう
 ≪入学支度金及び奨学金返還額早見表≫

◆支度金と奨学金の両方を借りている場合は、合算して返還することとなります。

◆転・編入学又は年度途中で辞退している場合の返還については、この表によらない場合があります。

◆返還計画については、初回返還時に送付する返還開始通知の「奨学金返還計画表」により確認してください。

○支度金

区分	貸与月額	月賦			半年賦			返還年数 (目安)
		初回返還額	2回目以降返還額	返還回数	初回返還額	2回目以降返還額	返還回数	
公立	50,000円	500円	500円	100回	2,400円	2,800円	18回	9年
私立	100,000円	600円	700円	143回	3,400円	4,200円	24回	12年

○奨学金

区分	貸与月額	貸与期間	貸与額	月賦		半年賦		返還年数 (目安)
				1回の返還額	返還回数	1回の返還額	返還回数	
公立	10,000円	1年	120,000円	初回 1,000円 2,000円 3,000円 600円	36回	20,000円	6回	3年
		2年	240,000円		71回		12回	6年
		3年	360,000円		106回		18回	9年
		4年	480,000円		142回		24回	12年
				2回目以降 3,400円				
	15,000円	1年	180,000円	5,000円	36回	30,000円	6回	3年
		2年	360,000円		72回		12回	6年
		3年	540,000円		108回		18回	9年
		4年	720,000円		144回		24回	12年
	18,000円	1年	216,000円	6,000円	36回	36,000円	6回	3年
		2年	432,000円		72回		12回	6年
		3年	648,000円		108回		18回	9年
		4年	864,000円		144回		24回	12年
私立	15,000円	1年	180,000円	5,000円	36回	30,000円	6回	3年
		2年	360,000円		72回		12回	6年
		3年	540,000円		108回		18回	9年
		4年	720,000円		144回		24回	12年
	20,000円	1年	240,000円	初回 5,500円 4,300円 3,100円 1,900円	36回	40,000円	6回	3年
		2年	480,000円		72回		12回	6年
		3年	720,000円		108回		18回	9年
		4年	960,000円		144回		24回	12年
				2回目以降 6,700円				
	23,000円	1年	276,000円	初回 6,500円 5,300円 4,100円 2,900円	36回	46,000円	6回	3年
		2年	552,000円		72回		12回	6年
		3年	828,000円		108回		18回	9年
		4年	1,104,000円		144回		24回	12年
				2回目以降 7,700円				
私立	10,000円	1年	120,000円	2,500円	48回	15,000円	8回	4年
		2年	240,000円		96回		16回	8年
		3年	360,000円		144回		24回	12年
		4年	480,000円		192回		32回	16年
	15,000円	1年	180,000円	初回 1,400円 2,800円 400円 1,800円	48回	初回 19,000円 15,000円 11,000円 7,000円	8回	4年
		2年	360,000円		95回		16回	8年
		3年	540,000円		143回		24回	12年
		4年	720,000円		190回		32回	16年
				2回目以降 3,800円		2回目以降 23,000円		
	25,000円	1年	300,000円	初回 3,900円 1,500円 5,400円 3,000円	48回	初回 34,000円 30,000円 26,000円 22,000円	8回	4年
		2年	600,000円		96回		16回	8年
		3年	900,000円		143回		24回	12年
		4年	1,200,000円		191回		32回	16年
				2回目以降 6,300円		2回目以降 38,000円		
私立	15,000円	1年	180,000円	初回 1,400円 2,800円 400円 1,800円	48回	初回 19,000円 15,000円 11,000円 7,000円	8回	4年
		2年	360,000円		95回		16回	8年
		3年	540,000円		143回		24回	12年
		4年	720,000円		190回		32回	16年
				2回目以降 3,800円		2回目以降 23,000円		
	20,000円	1年	240,000円	5,000円	48回	30,000円	8回	4年
		2年	480,000円		96回		16回	8年
		3年	720,000円		144回		24回	12年
		4年	960,000円		192回		32回	16年
	30,000円	1年	360,000円	7,500円	48回	45,000円	8回	4年
		2年	720,000円		96回		16回	8年
		3年	1,080,000円		144回		24回	12年
		4年	1,440,000円		192回		32回	16年

第1章 総則

(趣 旨)

第1条 この規程は、公益財団法人福岡県教育文化奨学財団（以下「財団」という。）が高等学校等に在学する者に貸与する学資に関し、必要な事項を定めるものとする。

(奨学金及び奨学生)

第2条 当財団が高等学校等に在学する者に貸与する学資を高等学校等奨学金（以下「奨学金」という。）、奨学金の貸与を受ける者を奨学生という。

2 第1項における高等学校等の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 高等学校
- (2) 高等専門学校
- (3) 中等教育学校後期課程
- (4) 高等学校専攻科
- (5) 特別支援学校高等部
- (5)-2 特別支援学校専攻科
- (6) 専修学校高等課程

3 前項第6号の学校の範囲については、別に定めるところによる。

(奨学金の種類及び貸与金額)

第3条 奨学金の種類及び月額、次の表の区分ごとに貸与月額を選択することができるものとする。

区 分		月 額
国・公立	自宅通学者	18,000円・15,000円・10,000円
	自宅外通学者	23,000円・20,000円・15,000円
私 立	自宅通学者	25,000円・15,000円・10,000円
	自宅外通学者	30,000円・20,000円・15,000円

2 奨学金の貸与は無利息とする。

(奨学生の資格)

第4条 当財団の奨学生となる者は、保護者が福岡県内に生活の本拠を有する者で、高等学校等に在学する者であって、勉学意欲がありながら経済的理由により修学に困難があると認められた者でなければならない。

2 前項において、経済的理由により修学に困難がある程度とは、前年又は当該年において、次の(1)から(4)のいずれかに該当する者とする。

- (1) その者の属する世帯が生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づく保護を受けた者。
- (2) その者の属する世帯が地方税法（昭和25年法律第266号）第295条第1項の規定により市町村民税が非課税とされた者。
- (3) その者の属する世帯が地方税法第323条第1項の規定により市町村民税が減免された者。
- (4) その者の属する世帯の全収入額（年収）が生活保護法第8条第1項の規定により厚生労働大臣が定める基準の例により算定した当該世帯の基準額（年収に換算の2.4倍以下の者）。

3 前項各号に該当する者で、母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による修学資金又は高等学校定時制及通信制教育振興奨励費による修学資金のほか、同様の奨学金の貸与等を受ける者は、これを除くこととする。

(奨学金貸与の期間)

第5条 奨学金を貸与する期間は、貸与を決定した月から、奨学生の在学する学校の標準修業期間が終了する月までとする。

第2章 奨学生の採用と奨学金の貸与

(願出の手続)

第6条 奨学金の貸与を受けようとする者は、連帯保証人を1人立てたうえで、高等学校等奨学金貸与願書に、次の各号に掲げる書類を添えて願出しなければならない。

- (1) 奨学生推薦調書
- (2) 世帯全員の収入証明書
- (3) その他理事長が必要と認める書類等

2 申請の期日は、毎年度、理事長がこれを定める。

第7条 前条の書類は、必要に応じて在学学校長又は市町村教育委員会を経て、本財団あてに提出しなければならない。

(奨学生の決定)

第8条 奨学生は、第6条の願書を提出した者の中から選考委員会の選考を経て、理事長がこれを決定する。

2 奨学生の採否は、在学の学校長を経て本人に通知する。

3 前項の通知を受けた者は、連帯保証人が連署した誓約書を本財団あて、提出しなければならない。

(奨学金の交付)

第9条 奨学金は、6月、9月、12月及び3月にそれぞれ3か月分をまとめて奨学生に貸与する。ただし、特別の事情があるときは、これによらないことができる。

(異動の届出)

第10条 奨学生は、次の各号の一に該当するときは、その都度すみやかに理事長に届け出なければならない。ただし、本人が病氣その他やむを得ない理由により届け出ることができないときは、連帯保証人が届け出なければならない。

- (1) 休学、復学、転学又は退学したとき
- (2) 本人又は連帯保証人の身分、住所その他重要事項について異動があったとき

(転学による奨学金の取扱い)

第11条 奨学生が転学した場合に在学学校長を経て願出たときは、転学先で引き続き奨学金の貸与を継続することがある。

2 前項における奨学金は、転学した学校種別に応じた月額とする。

(奨学金貸与の休止又は停止及び復活)

第12条 奨学生が、次の各号の一に該当すると認められるときは、奨学金の貸与を休止又は停止する。

- (1) 休学又は退学したとき
- (2) 欠席が引き続き3ヶ月以上にわたるとき
- (3) 学業成績又は品行が著しく不良となったとき
- (4) 卒業の見込みがないとき
- (5) 奨学金の貸与を辞退したとき
- (6) その他理事長が貸与を休止又は停止することが適当と認めたとき

2 奨学金の休止又は停止の始期は、事実の発生した月の翌月(月の初日から事実の発生したものは、その月)からとする。

3 復学による奨学金の復活の始期は、高等学校等が復学届を受理した月からとする。

(奨学金の辞退)

第13条 奨学生で奨学金を必要としない事由が生じたときは、辞退届を理事長に提出しなければならない。

(借用証書等)

第14条 奨学生は、財団が指定する期限までに借用証書を理事長に提出しなければならない。

2 奨学生が奨学金の貸与を辞退し、又は停止されたときは、前項に準じ借用証書を提出しなければならない。

3 前2項に規定する借用証書を提出する際は、住民票の写しの他、保証人の印鑑登録証明書等、理事長が必要と認める書類を添付しなければならない。

第3章 奨学金の返還及び猶予・免除

(奨学金の返還)

第15条 奨学金は、卒業した日又は貸与を停止された日の属する月の翌月から起算して6月を経過した後、学校種別に応じ、次の表に掲げる返還期間内に貸与額を、年賦、半年賦、月賦、月賦・半年賦併用のいずれかの方法で返還しなければならない。

ただし、この場合において奨学金の貸与を受けた者はいつでも繰り上げて返還できるものとする。

貸与を受けた学校種別	返還期間
国・公立高等学校等	奨学金の貸与を受けた期間の3倍以内
私立高等学校等	奨学金の貸与を受けた期間の4倍以内

2 前項の規定により返還しようとするときは、本人が指定する銀行口座からの引き落としによるものとする。ただし、特別の事情があるときは、理事長の発行する返還通知書により、納入することができる。

3 奨学生であった者(奨学金の貸与を受け、その奨学金を返還する義務を有する者をいう。)が返還を怠ったと認められるときは、第1項の規定にかかわらず、その者に対して請求し、理事長が指定する日までに返還未済額の全部を返還させることができる。

(奨学金返還債務の履行猶予)

第16条 奨学金の貸与を受けた者が次の各号の一に該当するときは、願出により返還を猶予することができるものとする。

- (1) 高等学校等、短期大学若しくは大学等に在学するとき
- (2) 災害・盗難・傷病・負傷その他やむを得ない事由により、返還期日に奨学金を返還することが著しく困難になったと認められるとき

2 前項に規定する奨学金返還債務の履行猶予を受けようとする者は、高等学校等奨学金返還猶予願に猶予の理由を証する資料を添えて、理事長に提出しなければならない。

なお、返還猶予の期間は、前項第一号に該当するときは、その事由の継続中とする。また、前項第二号に該当するときは1年以内とし、さらにその事由が継続するときは、願出により重ねて1年ずつ延長することができる。

(奨学金返還債務の免除)

第17条 奨学金の貸与を受けた者が死亡し、著しい障害を受け労働能力を喪失し、又は著しい障害を受け労働能力に高度の制限を有し、その奨学金を返還することができなくなったとき及び理事長が特に免除することが必要と認めたときは、奨学金の返還未済額の全部又は一部の返還を免除することができるものとする。

2 前項に規定する免除を受けようとする者(本人死亡の場合は、その連帯保証人)は、高等学校等奨学金返還免除願を理事長に提出しなければならない。ただし、やむを得ない事由があると認めるときはこの限りではない。

(奨学生であった者の届出)

第18条 奨学生であった者は、奨学金返還完了前に氏名、住所、勤務先その他重要な事項に変更があったときは、直ちに届け出なければならない。

2 奨学生であった者は、その連帯保証人を変更するとき、又はそれらの氏名、住所、その他重要な事項に変更があったときは、直ちに届出なければならない。

(延滞利子)

第19条 奨学金の貸与を受けた者は、奨学金を返還すべき日までにこれを返還しなかったときは、返還すべき日の翌日から返還の日までの期間に応じ、返還すべき額百円につき日歩二銭の延滞利息を支払わなければならない。ただし、返還を延滞したことについて、やむを得ない事由があると認めたときは、その延滞利息を減免することができる。

(債権の区分)

第20条 奨学生及び奨学金の貸与を受けた者について、その奨学金に係る債権(以下「債権」という。)の回収の危険性の度合いに応じて、別記のとおり、危険性の低い方から正常先、要注意先、破綻懸念先、実質破綻先、破綻先の5つに区分することとする。

2 財団は、前項に規定する区分に基づき債権の回収の危険性の評価(以下「自己査定」という。)を行うものとする。自己査定に関し必要な事項は、別に定める。

3 二以上の貸与契約により奨学金の貸与を受けた者にあつては、最も回収の危険性の高い区分に該当する債権の区分をもって、その者の区分先とする。

(実施細目)

第21条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、理事長が別に定める。

借用証書

奨学生番号 (503-00000)
奨学生氏名

公益財団法人福岡県教育文化奨学財団理事長 殿

私は、貴財団の奨学生として下記の借用申込金額を借用（借用確定金額は借用申込額を限度とする。）するに当たり、貴財団の貸与規程及び指示事項を遵守し、学業に励み、貸与終了後は、貴財団の規程に従い、下記の返還明細のとおり滞りなく返還することを誓約します。また、連帯保証人に対する履行の請求は、私に対してもその効力を生ずるものとします。なお、正当な理由なく返還が遅延したときは、当然に期限の利益を失い、返還未済額の全額を返還するとともに、日歩2銭（年利換算7.3%）の延滞利子を納めます。

また、奨学金等貸与（返還業務を含む。）のために必要がある場合は、在籍確認、進路先、住所、所在、住居、勤務先、資産、収入等について、在籍校、官公庁、金融機関等の関係する団体、法人等又は関係する個人に対し調査等を行い、当該調査等の依頼を受けた者が当該調査等に回答することに同意します。

令和 年 月 日

○ 貸与明細

借用申込金額	¥	—
内訳	入学支度金	¥ —
	奨学金	¥ —
	月額	¥ —
借用期間	令和 年 月から 年間	

借用確定金額（太枠内は記入しないでください。）
¥ —

○ 返還明細

返還金額	上記借用申込金額のとおり
返還期間	年間
返還方法	月賦又は半年賦

- ◆ 連帯保証人とは
「連帯保証人」とは、借りた本人と同等の責任を負うことになる者をいいます。
債権者は、「連帯保証人」にはいつでも債務者に対する場合と同等の支払いを請求することができ、この点で債務者が返済できなくなった場合に請求できる「保証人」と異なります。
- ◆ 期限の利益の喪失とは
正当な理由なく返還を怠った場合に、当財団が奨学生本人または連帯保証人に直ちに返還未済額の全額を請求できるようになることを言います。

※ 消すことのできるボールペン（フリクションボール等）は、使用しないで下さい。

借用人 (奨学生本人) ※自筆	フリガナ		本人印	性別	男 ・ 女
	氏名	最初に提出していただいた「借用証書」を参考として載せています。			
	在学高等学校等名				
	現住所				
	電話番号		携帯番号		

私こと連帯保証人は、借用人本人が上記誓約のとおり誠実にその返還義務を履行するよう指導するとともに、借受債務について連帯して負担します。

また、法定代理人（親権者または後見人）の代表者として、借用人の奨学金等の貸借に同意します。

同意者兼 連帯保証人 (親権者または後見人) ※自筆	フリガナ		実印	続柄	
	氏名			生年月日	昭和 年 月 日 平成
	電話番号		携帯番号		
	現住所	〒			
	勤務先		勤務先電話番号		

※印鑑登録証明書の住所を記入すること。

※ 留意事項

- 連帯保証人は、親権者である父母（保護者）または後見人であること。
ただし、奨学生本人が成年である場合は、父母に限らない。
- 署名は、本人、連帯保証人とも自筆で行うこと。
- 連帯保証人の押印は印鑑登録証明書の印と同じ印影のものを押印すること。
- 「借用確定金額」欄は、借用金額が確定した時に、当財団が記載します。
- 租税特別措置法第91条の3及び同条の3第2項の規定の適用により、印紙税は非課税です。
- ご記入いただいた情報及び奨学金に関する情報は、奨学金貸与業務（返還業務を含む）の利用目的の適正な範囲内において、当該情報（奨学金の返還状況に関する情報を含む）が学校、金融機関及び業務委託先に必要に応じて提供されますが、その他の目的には利用されません。

※ 必要添付書類

- 連帯保証人の印鑑登録証明書
(提出日から3ヶ月以内に発行されたもの)
- 奨学生本人の住民票
(住所・氏名・生年月日が記載されたもの)

高等学校《00000》
借用証書番号 (503-予-0000)

返還に関する情報は当財団のホームページにも掲載しています。

ホームページ <http://ecs-pref-fukuoka.or.jp/>

福岡県教育文化奨学財団 福岡支所

検索



お問い合わせ先

公益財団法人 **福岡県教育文化奨学財団**

〒812-0046

福岡市博多区吉塚本町13-50

福岡県吉塚合同庁舎5階

電話（092）641-7326

FAX（092）641-7530

電話受付時間（平日）8：30～17：15

※土曜日・日曜日・祝日・12月29日～1月3日を除く